年６回（２・４・６・８・10・12 月）偶数月にお届けする「経営にプラスになる情報源」

松本みつはる社会保険労務士事務所

ニュースレター

２月
Feb
2014 年

皆さん、お元気ですか！松本です。
まだまだ寒い日々が続きます。ご自愛ください。

2014年から弊所ニュースレターは偶数月の発行になります。今後とも経営に役立つテーマで年間6回お届け。お時間の許すときにでもご覧くださいませ！

年末年始はどのように
過ごされましたか？

寝正月？家族で旅行？おいしいお酒とおせち料理？

私はあるテーマでの講演（セミナー）の準備に明け暮れました。人前で話すのが大の苦手な私が、セミナーを開催することになったから、もう大変。

今年は午年（うま）。「人間万事塞翁が馬」ですね。何が起こるかわかりません。これまでの人生でずっと避け続けてきた「人前で話す」ということに挑戦です。

2014 年は新しいことにチャレンジすることに決めたのです。やるからには最も苦手なことに挑戦して、克服してやろうとミョーに燃えてしまったというわけで！

ということで、セミナー開催です。
年末からお正月の間は、
ひたすらリハーサルの日々。
「やばいよ」というあせりの中で稽古に明け暮れました。

1 月 15 日【ひたちなか会場】／1 月 22 日【水戸会場】
賢い経営のための『社会保険料適正化セミナー』
無事終了。好評で、ホッとしました。

さあ今年も張り切って参りましょう！挑戦です！

あなたのご愛顧に、感謝！

CONTENTS　今月のお題

01　ごあいさつ

02　【就業規則】　・・・会社を正当防衛する武器になる！

03　【労働トラブル】・・・残業代を２年遡って請求！

04　【社会保険】　・・・今の時代に必須な節減ノウハウ！

05　編集後記、プロフィールなど

就業規則これで安心

ルールで会社が発展する！

会社を正当防衛する武器になる！編

信賞必罰。「ヒト」に関するルールをトラブル防止の観点で整備し、やる気人材が活躍でき、よい人材が集まってくる会社を目指せ！それが会社の発展に直結します。

近頃、会社と従業員との争いごとが急増しています。
その原因は何か？

よくよく検証してみると、お互いの約束事（契約）がはっきりしていないために、モメているケースがほとんどなのです。

会社の成長とともに、
就業規則が必要となる。
成長期にある中小零細企業には、創業のときとは違いルールが必要です。

創業時のアウンの呼吸でやってこられた仲間だけでなく、いろいろな考え方の社員が混ざってくる。
そう、社長の目や声が届かなくなる。
ルールをしっかりしないと、争いが自然発生的に起こってしまうのです。

そもそも就業規則には、2つの側面があります。

①より良い職場づくりのための秩序を定めたルール
②会社と社員との間の労働条件を定めた契約

ということはつまり、
何かトラブルが発生した際、効力を発揮してくれる「スグレもの」。
合意した契約として、民法にも優先されることもある「**頼りになる規定**」なんです。

だから、賢く活用すべきなのです。
就業規則とは契約書です。
あいまいな約束はいけません。

若き社労士の視点

～「抽象的で」「やさしい」就業規則がダメな理由～

労使トラブルに発展した場合、
あいまいなグレーゾーンの判断は、えてして社員に有利に働くもの。大多数は会社の負け。

個人の権利意識が高まっている今の社会では、弱者とみなされる**社員（労働者）が圧倒的に有利**なのです。

例えば、
問題のある社員に辞めてもらいたいケースで・・・

> 就業規則に「退職と解雇」の規定が厳密になっていなければ、辞めてもらうことすらできない可能性がある。辞めてもらえたとしても、退職した社員から不当解雇で訴えられる可能性すら、今はあるのです。

弁護士にとっておいしいビジネス案件となっている現状を知っておいて下さい。

就業規則とは一言でいえば、
「会社を守るためのツール」。
つまり、**会社を正当防衛するための武器**なのです。

御社におかれまして、
労使トラブルがなくなり、従業員が活躍されること、そして、何よりも「会社が発展」することを祈念しています。

労働トラブル奮戦記

リアルな現実から学ぶ

残業代を 2 年間遡って請求！ 編

会社への不平・不満・不信から当局に駆け込む者が後を絶たちません。年間 100 万件を超える労使紛争に、あなたは無関心でいられますか？

残業代をめぐるトラブルが激増しています。
社員から、2 年間分の残業代を遡って請求されるケースがあり得ます。

その「未払い残業代請求」をサポートする弁護士が増殖中なんですね。困ったものです。

「ウチでは、課長以上の管理職には残業代を出さない」

当たり前のこととして、よく耳にする言葉ですね。
しかし、労働基準法の世界では残念ながら通用しません。
残業代の運用は、ほとんどの会社で間違っています。

若き社労士の視点

「役職手当」に残業代が含まれているという考え方も、明確に就業規則に規定がなければNGなのです。

就業規則に明記した上で、運用上のルールをきっちり整備しておくことは急務です。

さもないと、未払いの残業代を 2 年間さかのぼって請求されるリスクから逃れられません。

ちなみに、
同じことが、「営業手当」にも言えます。
「営業マンは仕事をとってなんぼの世界だろ！残業手当なんてあるわけない」

そう言う気持ちは痛いほどわかりますが・・・もちろん通用しません！

社会保険ＤＯする？

会社視点のワンポイントレッスン

今の時代に必須な節減ノウハウ！編

「年金」「医療」「介護」なにかと複雑な社会保障。
少子高齢化は待ったなし。
崩壊してしまうのか？
企業経営には、これからの時代を生き抜くための知恵が必要です。

社会保険料負担は、メチャクチャ厳しいですね！
超高齢化社会がますます進行中！

少子高齢化に伴う社会保険料のコスト負担増は、
個人はもとより経営者の皆様にとっても大きな経営課題となっていますね！

すでに、
厚生年金の保険料事業主負担は、
平成 16 年から平成 29 年にかけて毎年 0.177%ずつ引き上げられることが決まっています。
さらに、
健康保険制度も財政赤字が深刻化し、毎年 0.3%程度は引き上げが確実視されています。

ドンドン保険料が上ることは”火を見るよりも明らか”。

この流れ、国としてはやむを得ないことですが、
会社としては、このまま何もせず黙って、全てを受け入れることもありません。

知恵を絞り、法律の範囲内で、法律に適合した形で社会保険料の節減をしてみませんか？

今日はそのうちのひとつをご紹介！
ちょっとしたプチ・アイディアですが、知っていればお得な話です。

節 減 ア イ デ ィ ア

➢ 昇給月を７月にして節減

日本社会では、ほとんどの会社で毎年4月を昇給時期としています。年度のはじめですし、多くの人事制度で4月をスタート時期にしています。

でも社会保険料の負担の上では、この4月昇給は合理的とは言えません。
なぜなら、一年間の社会保険料は4月・5月・6月の平均給与額で決まります。

4月昇給→即・9月から社会保険料も増える

そこで、7月昇給に変更すると一年先延ばしが可能。

7月昇給→来年9月から社会保険料が増える

あなたの会社にとって4月昇給が適切か否かによってご検討ください。多くの会社で「世間がそうだから」「とくに理由もない」といったところ。
ヤル気ならすぐに実行できる工夫ですね！

若 き 社 労 士 の 視 点

これらの節減ノウハウは、今たいへんニーズがあります。
多くの会社で莫大なコスト負担に悩んでいますからね。
これからも、
数々あるノウハウの中から社会保険料節減の知恵をひとつずつご紹介していきます！

私なりの情報提供として動画サイト「YouTube」でも数々のノウハウをアップしています。HP からご覧ください。

また、セミナーも精力的に水戸・ひたちなか会場で開催していきますので、3月以降をお楽しみに！

編集後記

今年も私の親バカぶりは健在です。

我家の長男は、今年3月に小学校を卒業します。
つい最近まで、手をつないで無邪気に喜んでいた幼かった「こども」の我が子が・・・

うれしいような寂しいような気持ちです。
4月からいよいよ中学生。何とも言えない心境ですね！

早く一人前の男に成長してほしい反面、親から離れていくミョーな寂しさがあります。
子離れできない親のようで情けない話ですが・・・

すべての親が通る道かも！
その反動でしょうか！

夏から飼いはじめた生後8か月になる柴犬「テン」をメチャクチャかわいがっています。犬はいいですね。

出かける時も、帰ってきた時も
愛らしい目で、じーっとこっちを見ています。
目を離しません。
「遊んでよ」と言わんばかりの顔でずっと見ています！

2014 年も がんばるぞー！！

松本みつはる

～プロフィール～ 松本 光治（まつもと みつはる）

社会保険労務士／ファイナンシャルプランナー／損害保険新特級資格

1971 年（昭和 46 年）6 月生まれ、42 歳。埼玉県出身。現在ひたちなか市在住。
専修大学経済学部卒。外資系 AIU 損害保険会社を経て独立。
自称:『国の公的保険から民間保険まで、全ての保険に通じるレアなスペシャリスト』。
好きな言葉:「わが生涯に一片の悔い無し」（北斗の拳ラオウ）※私はトキのファンですが
現在2人の男児の子育て苦戦中、完璧な親バカ。

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029 号
全国 1000 の社労士事務所のネットワーク正会員 PSRnetwork

ご意見・ご相談をお寄せ下さい！

営業一筋 17 年を通じて、数多くのお客様にお世話になり、多くを学ぶ。そんな経験から「もっと役に立ちたい」という思いを強烈に抱く。100%経営者の味方。「会社が損をしないための知恵」を届けるために茨城で奔走中。まじめで人間味ある対応をあなたがお望みなら私は適任でしょう。真剣に事業経営に挑み、自ら動く方からの ご相談を心よりお待ちしております。

松本みつはる社会保険労務士事務所
〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野２－２－３自宅兼事務所
～～～ お気軽にご連絡ください！ ～～～
Ｔｅｌ：029-275-4700（外出時は携帯へ転送） 携帯：090-3213-4754
Ｆａｘ：**029-212-5112** （24 時間受付）
ﾒｰﾙ： **info@matsu-sharo.com** （24 時間受付）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ： **http://www.matsu-sharo.com** 松本みつはる 検索

YouTube Broadcast Yourself

「会社の知恵」×5シリーズ！
完全無料で情報発信中！
HPからご覧ください！！